

川崎市建築関連情報セルフ検索システム

<タッチパネルシステム>

操作マニュアル

1.	検索を開始・終了するには？	1
1.1	検索を開始する(申請者情報を入力する)	1
1.2	検索を開始する(申請者 ID を入力する)	2
1.3	検索を終了する(システム利用を終了しログアウトする)	3
2.	住所で検索するには？	5
2.1	住所で検索する	5
2.2	概要書/開発登録簿/証明書のプレビューを表示する	7
2.3	詳細情報を確認する	9
2.4	申請対象リストに物件を追加する	10
2.5	申請対象リストに同一物件を追加する	11
2.6	申請対象リストから物件を削除する	12
2.7	申請対象リストに追加済の物件の位置を地図表示する	13
3.	キーワードで検索するには？	14
3.1	建築計画概要書をキーワードで検索する	14
3.2	建築計画概要書のプレビューを表示する	14
3.3	詳細情報を確認する(建築物・工作物・昇降機)	15
3.4	申請対象リストに物件を追加する(建築物・工作物・昇降機)	15
3.5	申請対象リストに同一物件を追加する(建築物・工作物・昇降機)	16
3.6	申請対象リストから物件を削除する(建築物・工作物・昇降機)	17
3.7	定期報告概要書をキーワードで検索する	18
3.8	定期報告概要書のプレビューを表示する	18
3.9	定期報告概要書の詳細情報を確認する	19
3.10	申請対象リストに物件を追加する(定期報告概要書)	19
3.11	申請対象リストに同一物件を追加する(定期報告概要書)	20
3.12	申請対象リストから物件を削除する(定期報告概要書)	20
4.	書類を申請するには？	22
4.1	書類を申請する	22
5.	申請した書類を印刷するには？	26
5.1	申請した書類を課金印刷する	26
5.2	申請した書類を申請取消する	27
6.	特記事項	29

1. 検索を開始・終了するには？

1.1 検索を開始する(申請者情報を入力する)

- ① 留意事項を確認し、「同意する」ボタンを押します。

川崎市建築関連情報等セルフ検索システム

1.システムから得た情報は私的利用の範囲内でのみ使用し、個人情報収集等の目的のために使用することを禁止

2.システム画面のビデオ・写真撮影の禁止
そのような行為を発見した場合、画像データおよび写真フィルム等を削除(廃棄)していただきます。

3.システム周辺での飲食等の禁止

① 上記の留意事項に同意して、システムを利用します。

同意する

- ② 利用方法選択画面で「申請者情報を入力する」ボタンを押します。

川崎市建築関連情報等セルフ検索システム

申請者IDを入力する
申請者ID(メールアドレス)を入力して利用を開始します。
※申請者IDは、事前にe-KAWASAKIでの登録が必要です。

申請者情報を入力する
申請者情報(住所、氏名等)を入力して利用を開始します。
※申請者IDをお持ちでない方はこちらを選択してください。

あわら

- ③ 住所、会社名、氏名、電話番号、発券番号を入力します。

以下項目は入力必須です

⇒住所、氏名、電話番号、発券番号

- ④ 申請ボタンを押します。

川崎市建築関連情報等セルフ検索システム

③ 申請者情報を入力してください

住所 ※ 川崎市幸区

会社名 インフォマティクス

氏名 ※ 川崎文部

電話番号 ※ 04-1234-5678

発券番号 ※ 0001

※は必ず入力してください。氏名・電話番号にスペースは使用できません。

④ 申請

あわら

- ⑤ 利用上の注意を確認し「はい」ボタンを押します。

利用上の注意

1.利用制限について
1回の申請には各種上限があります。
●申請件数:定期報告票票書 10件以内、その他 各5件以内
●支払金額:4,000円以内
※上限を超えるものが1つでもある場合、申請はできません。

2.建築確認情報、開発行為、宅地造成、旧事業法、位置指定道路、一団地認定の位置、範囲の表示には、誤差が生じる場合があります。
対象物件を選択した際は、必ず詳細情報等をご確認いただき対象物件であるかの御確認をお願いします。

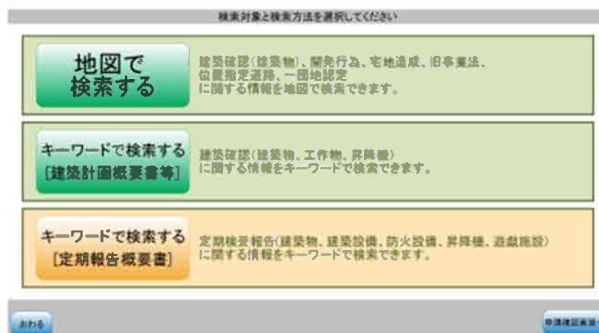
3.取得できる情報は次のとおりとなります。
●建築確認票書等:昭和44年1月1日以降に確認申請を行い、確認済証を取得した物件
●台帳記載事項証明書:昭和25年12月1日以降に確認申請を行い、確認済証を取得した物件
●開発費記録簿:昭和45年6月10日以降に許可されたもの
●宅地造成工事許可等の証明:昭和37年7月13日以降に許可されたもの
●旧住宅地造成事業に関する証明:昭和41年6月6日～昭和46年4月28日に認可されたもの
●定期報告票書:提出されている最新のもの
●位置指定道路図:昭和26年1月29日以降に指定されたもの
●位置指定証明書:昭和26年1月29日以降に指定されたもの
●認定計画書(画面表示のみ):昭和35年2月22日以降に認定されたもの

※背景の地形図は川崎市の承認を得て開市発行の都市計画基本図を複製したものです。
承認番号(川崎市指令第176号)

⑤ はい いいえ

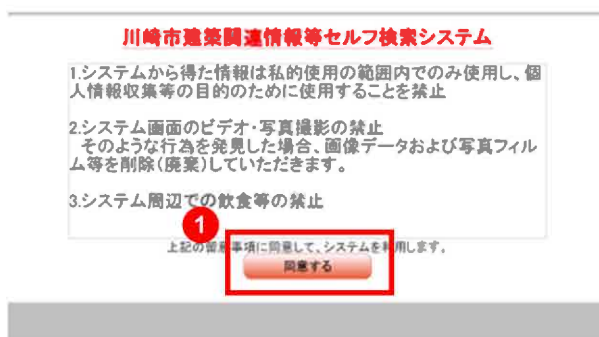
1 検索を開始・終了するには？

- ⑥ セルフ検索システムでの検索を開始できます。

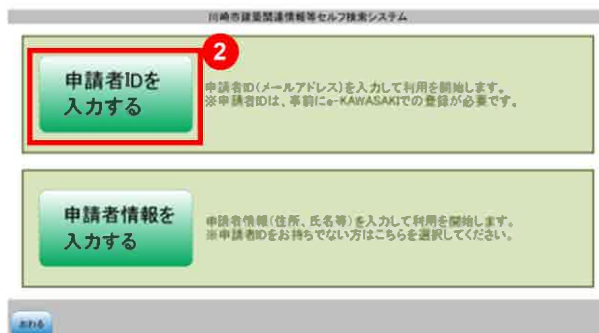


1.2 検索を開始する(申請者 ID を入力する)

- ① 留意事項を確認し、「同意する」ボタンを押します。



- ② 利用方法選択画面で「申請者 ID を入力する」ボタンを押します。



- ③ 申請者 ID、発券番号を入力します。
以下項目は入力必須です
⇒申請者 ID、発券番号
※申請者 ID は、e-KAWASAKI で登録された利用者 ID(メールアドレス)になります。



- ④ 申請ボタンを押します。

- ⑤ 利用上の注意を確認し「はい」ボタンを押します。

利用上の注意

1 利用制限について
1回の申請には各種上限があります。
●申請件数: 定期報告概要書 10件以内、その他 各5件以内
●支払金額: 4,000円以内
※上限を超えるものが1つでもある場合、申請はできません。

2 建築確認情報、開発行為、宅地造成、旧事業法、位置指定道路、一団地認定の位置、範囲の表示には、誤差が生じる場合があります。
対象物件を選択した際は、必ず詳細情報をご確認いただき対象物件であるかの御確認をお願いします。

3 取得できる情報は次のとおりとなります。
●建築確認概要書等: 昭和46年1月1日以前に確認申請を行い、確認済証を取得した物件
●台帳記載事項証明書: 昭和25年12月1日以前に確認申請を行い、確認済証を取得した物件
●開発費記録: 昭和45年6月10日以前に許可されたもの
●宅地造成工事許可等の証明: 昭和37年7月13日以前に許可されたもの
●旧住宅地造成事業に関する証明: 昭和41年6月6日～昭和46年4月28日に認可されたもの
●定期報告概要書: 提出されている最新のもの
●位置指定道路図: 昭和26年1月29日以前に指定されたもの
●位置指定証明書: 昭和26年1月29日以前に指定されたもの
●認定計画書(前面表示のみ): 昭和35年2月22日以前に認定されたもの

※買地の地形図は川崎市の承認を得て開市発行の都市計画基本図を複製したものです。
承認番号(川崎市指令ま計第176号)

5 はい いいえ

- ⑥ セルフ検索システムでの検索を開始できます。

検索対象と検索方法を選択してください

地図で検索する 建築確認(建築物)、開発行為、宅地造成、旧事業法、位置指定道路、一団地認定に関する情報を地図で検索できます。

キーワードで検索する [建築計画概要書等] 建築確認(建築物、工作物、昇降機)に関する情報をキーワードで検索できます。

キーワードで検索する [定期報告概要書] 定期報告概要(建築物、建築設備、防火設備、昇降機、通風施設)に関する情報をキーワードで検索できます。

おわる 申請確認画面へ

1.3 検索を終了する(システム利用を終了しログアウトする)

※当操作は申請を行わず、システム利用を終了する操作となります。入力された利用者情報は破棄されログアウト状態となります。

- ① 各画面左下に配置されている「おわる」ボタンを押します。

○(例) 地図画面から終了する場合

申請対象を選択、選択し「申請確認画面へ」ボタンを押してください

1 おわる 前の画面 拡大 縮小 申請確認画面へ 検索方法を検索

- ② 「はい」ボタンを押します。

システム利用を終了します。
入力した申請者情報・申請対象リストは消去されます。
よろしいですか？

2 はい いいえ

1_検索を開始・終了するには？

- ③ 初期画面に戻ります。

川崎市建築関連情報等セルフ検索システム

1.システムから得た情報は私的利用の範囲内でのみ使用し、個人情報収集等の目的のために使用することを禁止

2.システム画面のビデオ・写真撮影の禁止
そのような行為を発見した場合、画像データおよび写真フィルム等を削除(廃棄)させていただきます。

3.システム周辺での飲食等の禁止

上記の留意事項に同意して、システムを利用します。

[同意する](#)

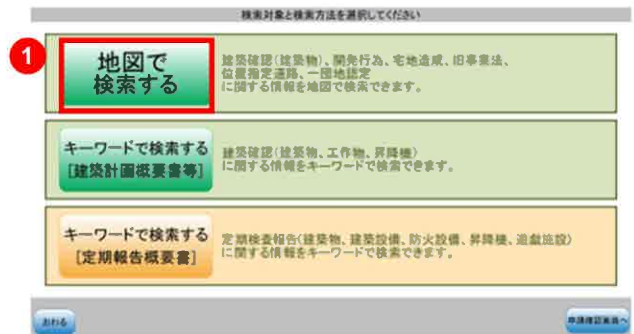
2. 住所で検索するには？

本章では、住所で物件を検索し、申請対象リストに追加する方法を説明します。

申請対象リストに追加した物件の書類を申請するには、「4.書類を申請するには？」を参照ください。

2.1 住所で検索する

- ① 検索方法を選択する画面で、「地図で検索する」ボタンを押します。



- ② 区を選択します。

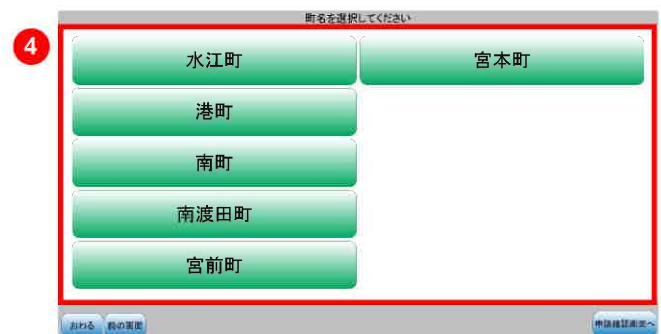


- ③ 町名の頭文字を選択します。

💡 存在する町名の頭文字のみ選択可能です。



- ④ 町名を選択します。



2_住所で検索するには？

- ⑤ 番地を入力し「地図表示」ボタンを押します。



- ⑥ 選択した位置の地図が表示されます。



2.2 概要書/開発登録簿/証明書のプレビューを表示する

- ① 「建築物」「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「位置指定道路」「一団地認定」から対象を選択します。
- ② 地図上で図形を選択し、「○○○プレビュー」ボタンを押します。



図形が近接した箇所を選択した場合、近接する図形がリスト表示されます。



リストで行を選択し「OK」ボタンを押すと、該当する図形が選択状態になります。



ボタン名は、①で選択した対象によって変わります。

- 「建築物」の場合

概要書プレビュー

- 「開発行為」の場合

開発登録簿プレビュー

- 「宅地造成」「旧事業法」の場合

証明書プレビュー

- 「位置指定道路」の場合

位置指定道路図プレビュー

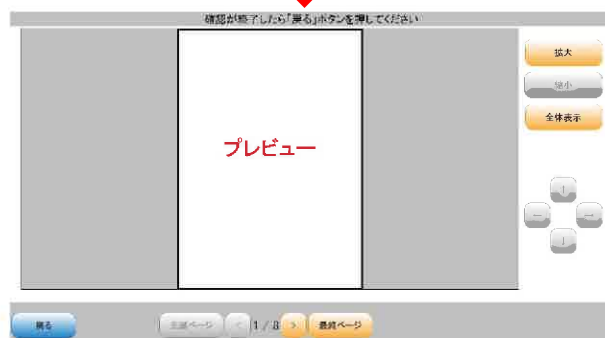
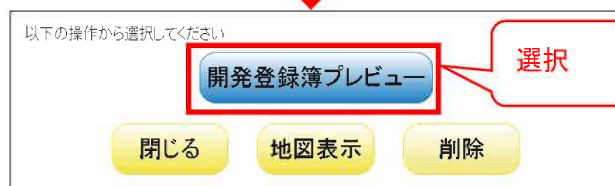
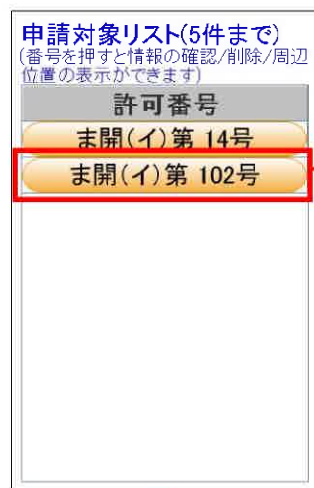
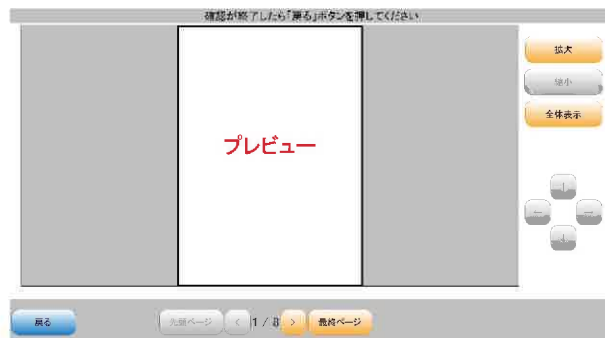
- 「一団地認定」の場合

認定計画書プレビュー

2_住所で検索するには？

③ プレビュー画面が表示されます。

💡 「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」の場合、申請対象リストに追加済の物件を選択することで、プレビュー画面を表示することができます。



2.3 詳細情報を確認する

- ① 「建築物」「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「位置指定道路」「一団地認定」から対象を選択します。
- ② 地図上で図形を選択し、「詳細情報を表示」ボタンを押します。

💡 「詳細情報を表示」ボタンは、「建築物」「位置指定道路」の場合のみ利用可能です。



- ③ 詳細情報ダイアログが表示されます。

詳細情報	
建築主の氏名	インフォマ 本部
建築主の住所	ニューゲ11号2F
敷地の地名地番	11-0002客津町8-2
敷地面積[m ²]	985.45
延べ面積[m ²]	7508.12
主要用途	住居住宅
工事種別	新築
主たる建築物の構造	鉄筋コンクリート造
主たる建築物の階数(地上階)	15
主たる建築物の階数(地下階)	1
建築確認の確認済番号	SEIAGHA-091200222
建築確認の交付年月日	平成25年6月26日
完了検査の検査済番号	SEIAGHF-011200222
完了検査の交付年月日	平成27年1月30日

閉じる

2.4 申請対象リストに物件を追加する

- ① 「建築物」「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「位置指定道路」から対象を選択します。
- ② 地図上で図形を選択し、「対象リストに追加」ボタンを押します。

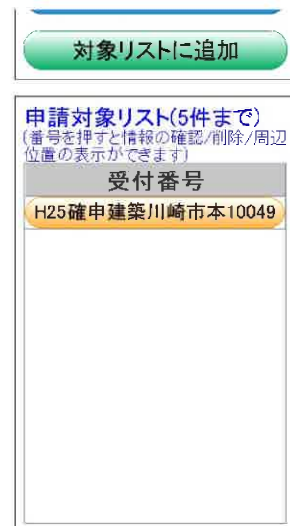
💡 「一団地認定」は閲覧のみの為、「対象リストに追加」ボタンは利用不可です。



- ③ 選択した図形の番号が申請対象リストに追加されます。

💡 「建築物」「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「位置指定道路」それぞれ、5件までリストに追加可能です。

💡 該当する物件の書類が存在しない場合は、申請対象リストに追加できません。



2.5 申請対象リストに同一物件を追加する

- ① 「建築物」「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「位置指定道路」から対象を選択します。
- ② 申請対象リストに追加済の物件を地図上で再選択し、「対象リストに追加」ボタンを押します。

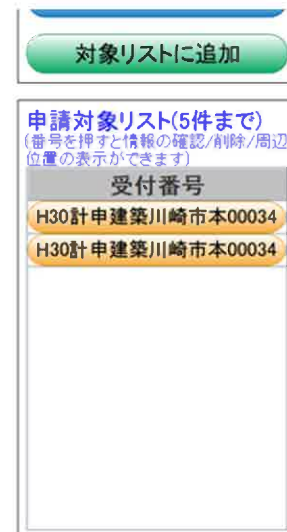


- ③ 確認ダイアログの「はい」ボタンを押します。

同一物件を登録しようとしています。
 同じ物件を2つ以上取得する場合は「はい」を押してください。
 取得しない場合には「いいえ」を押してください。



- ④ 同一物件が申請対象リストに追加されます。



2.6 申請対象リストから物件を削除する

- ① 申請対象リストから削除する物件の番号を選択します。

申請対象リスト(5件まで)
(番号を押すと情報の確認/削除/周辺位置の表示ができます)

受付番号
S56-00262
H25確申建築川崎市本10049

- ② 「削除」ボタンを押すと、申請対象リストから物件が削除されます。

詳細情報

建築士の氏名	インフォマ 夫郎
建築士の住所	ミューザ川崎27F
敷地の地名地番	川崎区宮本町6-2
敷地面積[m ²]	696.45
延べ面積[m ²]	7568.12
主要用途	共同住宅
工事種別	新築
主たる建築物の構造	鉄筋コンクリート造
主たる建築物の階数(地上/地下)	15
主たる建築物の階数(地下/階)	1
建築確認の確認済番号	SEIAQKA-031200222
建築確認の交付年月日	平成25年8月28日
完了検査の検査済番号	SEIAQKF-011200222
完了検査の交付年月日	平成27年1月30日

閉じる 地図表示 **削除**

申請対象リスト(5件まで)
(番号を押すと情報の確認/削除/周辺位置の表示ができます)

受付番号
S56-00262

2.7 申請対象リストに追加済の物件の位置を地図表示する

- ① 申請対象リストから地図表示したい物件の番号を選択します。

申請対象リスト(5件まで)
(番号を押すと情報の確認/削除/周辺位置の表示ができます)

受付番号
S56-00262

1 H25確申建築川崎市本10049

- ② 「地図表示」ボタンを押します。

詳細情報

建築主の氏名	インフォマ 太郎
建築主の住所	ニューザ川崎27F
敷地の地名地番	川崎区宮本町8-2
敷地面積[m ²]	995.45
延べ面積[m ²]	7596.12
主要用途	共同住宅
工事種別	新築
主たる建築物の構造	鉄筋コンクリート造
主たる建築物の階数(地上/地下)	15
主たる建築物の階数(地下/階)	1
建築確認の確認済証番号	SBIQAKA-031200222
建築確認の交付年月日	平成25年6月28日
完了検査の検査済証番号	SBIQAKF-011200222
完了検査の交付年月日	平成25年1月30日

2

閉じる 地図表示 削除

- ③ 選択した物件の図形が、地図の中心位置に表示されます。



3. キーワードで検索するには？

本章では、キーワードで物件を検索し、申請対象リストに追加する方法を説明します。

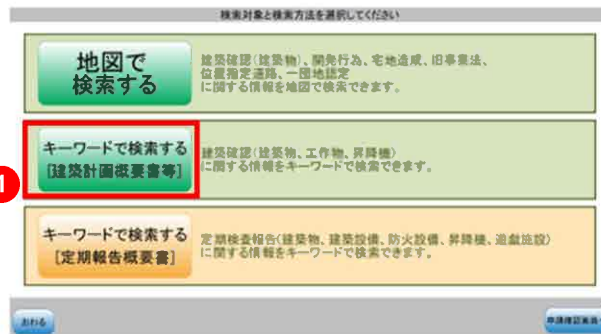
申請対象リストに追加した物件の書類を申請するには、「4.書類を申請するには？」を参照ください。

3.1 建築計画概要書をキーワードで検索する

- ① 検索方法を選択する画面で、「キーワードで検索する[建築計画概要書]」ボタンを押します。

💡 「建築確認」の情報のみ検索可能です。「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「位置指定道路」「一団地認定」の情報は検索できません。

💡 建築物について、地図で検索できる物件は、昭和46年1月1日以降に建築確認申請を行った物件となります。



- ② 検索条件を入力し、「検索」ボタンを押します。
③ 条件に該当する物件が一覧表示されます。

※英数字については大文字・小文字、全角・半角に関係なく検索が行われます。
※建築主氏名のみでの検索はできません。



3.2 建築計画概要書のプレビューを表示する

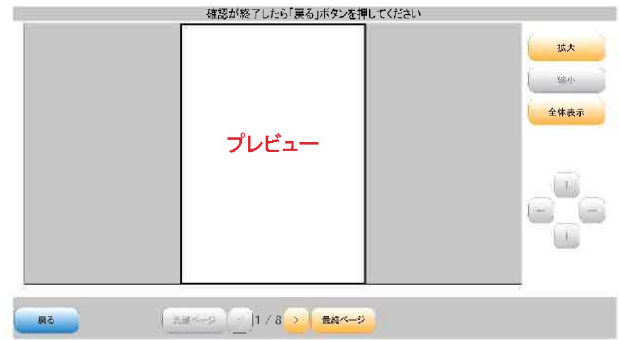
- ① 確認する物件の行を選択し、「概要書プレビュー」ボタンを押します。

💡 「概要書プレビュー」ボタンは、申請種別が「建築物」の場合のみ使用可能です。「工作物」「昇降機」の場合は、使用できません。



行を選択

- ② プレビュー画面が表示されます。



3.3 詳細情報を確認する(建築物・工作物・昇降機)

- ① 確認する物件の行を選択し、「詳細情報を表示」ボタンを押します。



- ② 詳細情報ダイアログが表示されます。



3.4 申請対象リストに物件を追加する(建築物・工作物・昇降機)

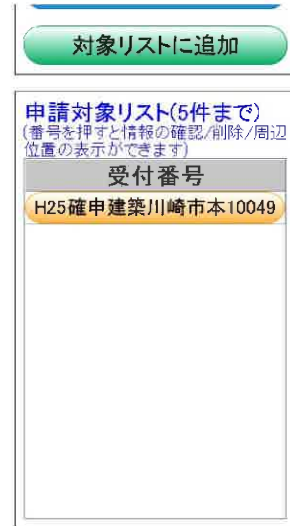
- ① 確認する物件の行を選択し、「対象リストに追加」ボタンを押します。



3 キーワードで検索するには？

- ② 選択した行の受付番号が申請対象リストに追加されます。

💡 5件までリストに追加可能です。



3.5 申請対象リストに同一物件を追加する(建築物・工作物・昇降機)

- ① 申請対象リストに追加済の物件の行を選択し、「対象リストに追加」ボタンを押します。

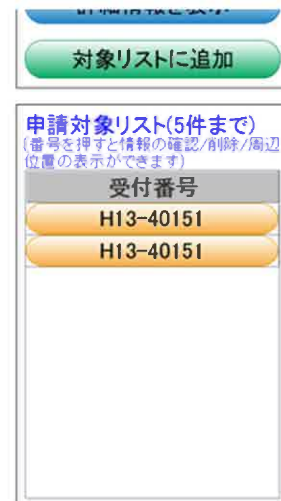


- ② 確認ダイアログの「はい」ボタンを押します。

同一物件を登録しようとしています。
同じ物件を2つ以上取得する場合は「はい」を押してください。
取得しない場合には「いいえ」を押してください。

2

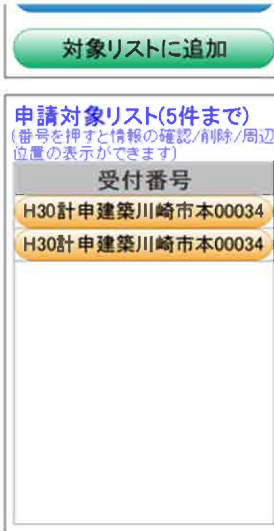
- ③ 同一物件が申請対象リストに追加されます。



3.6 申請対象リストから物件を削除する(建築物・工作物・昇降機)

「2.6

- ④ 同一物件が申請対象リストに追加されます。



対象リストに追加

申請対象リスト(5件まで)
(番号を押すと情報の確認/削除/周辺位置の表示ができます)

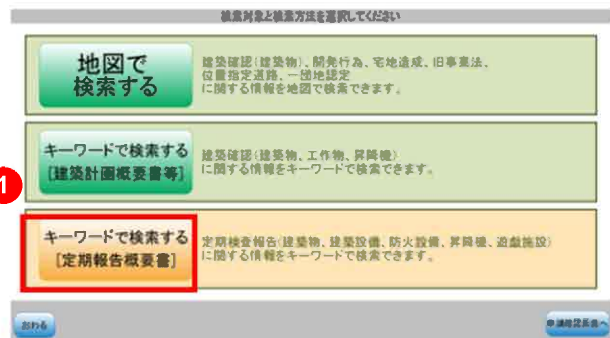
受付番号
H30計申建築川崎市本00034
H30計申建築川崎市本00034

申請対象リストから物件を削除する」を参照ください。

3.7 定期報告概要書をキーワードで検索する

- ① 検索方法を選択する画面で、「キーワードで検索する[定期報告概要書]」ボタンを押します。

💡 「定期報告概要書」のみ検索可能です。



- ② 検索条件を入力し、「検索」ボタンを押します。
③ 条件に該当する物件が一覧表示されます。

※英数字については大文字・小文字、全角・半角に関係なく検索が行われます。

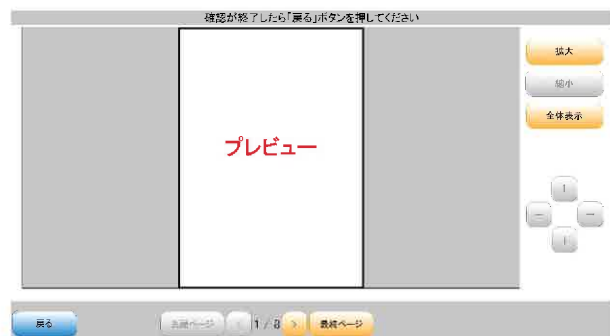


3.8 定期報告概要書のプレビューを表示する

- ① 確認する物件の行を選択し、「概要書プレビュー」ボタンを押します。



- ② 確認する物件の行を選択し、「概要書プレビュー」ボタンを押します。



3.9 定期報告概要書の詳細情報を確認する

- ① 確認する物件の行を選択し、「詳細情報を表示」ボタンを押します。



- ② 詳細情報ダイアログが表示されます。

詳細情報	
分類	建築物
報告年月日	令和4年8月24日
建築物名	グッドタイムオーシングホーム・川崎大師改番館
住所	川崎市川崎区出雲野上 3-2
概要書番号	

閉じる

3.10 申請対象リストに物件を追加する(定期報告概要書)

- ① 確認する物件の行を選択し、「対象リストに追加」ボタンを押します。



- ② 選択した行の分類、建築名、概要書番号と報告日が申請対象リストに追加されます。

💡 10件までリストに追加可能です。

申請対象リスト(10件まで)
(番号を押すと情報の確認/削除の表示が出来ます)

定期報告概要書情報

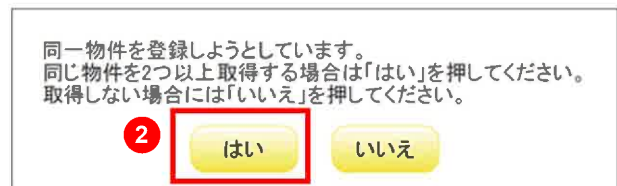
建 グッドタイ… 令和04年08月24日

3.11 申請対象リストに同一物件を追加する(定期報告概要書)

- ① 申請対象リストに追加済の物件の行を選択し、「対象リストに追加」ボタンを押します。



- ② 確認ダイアログの「はい」ボタンを押します。

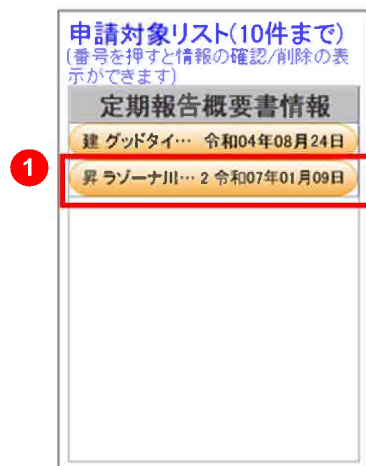


- ③ 同一物件が申請対象リストに追加されます。



3.12 申請対象リストから物件を削除する(定期報告概要書)

- ① 申請対象リストから削除する物件の定期報告概要書情報を選択します。



- ② 詳細情報画面が表示されるので「削除」ボタンを押すと、申請対象リストから物件が削除されます。

詳細情報	
分類	普通棟
報告年月日	令和7年1月9日
建物名	グリーンビルレジデンス
住所	川崎市幸区堀川町72-21
風評番号	2

閉じる 削除

申請対象リスト(10件まで)
(番号を押すと情報の確認/削除の表示ができます)

定期報告概要書情報
建 グッドタイ… 令和04年08月24日

2

4. 書類を申請するには？

申請対象リストに追加した物件について、必要な書類を選択し申請します。

書類を申請するには、以下の操作を行います。

申請した書類を印刷するには、「5.書類を申請するには？」を参照ください。

4.1 書類を申請する

- ① 「申請確認画面へ」ボタンを押します。

○地図検索画面の場合



○キーワード検索画面の場合

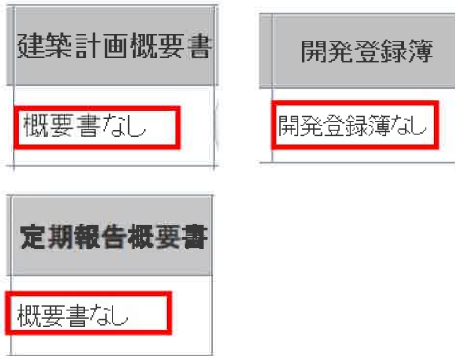


○その他画面の場合

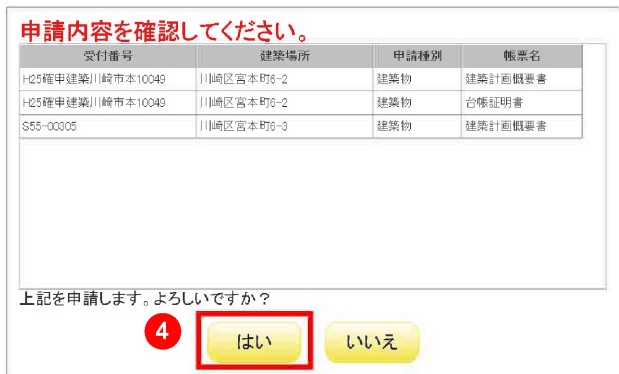
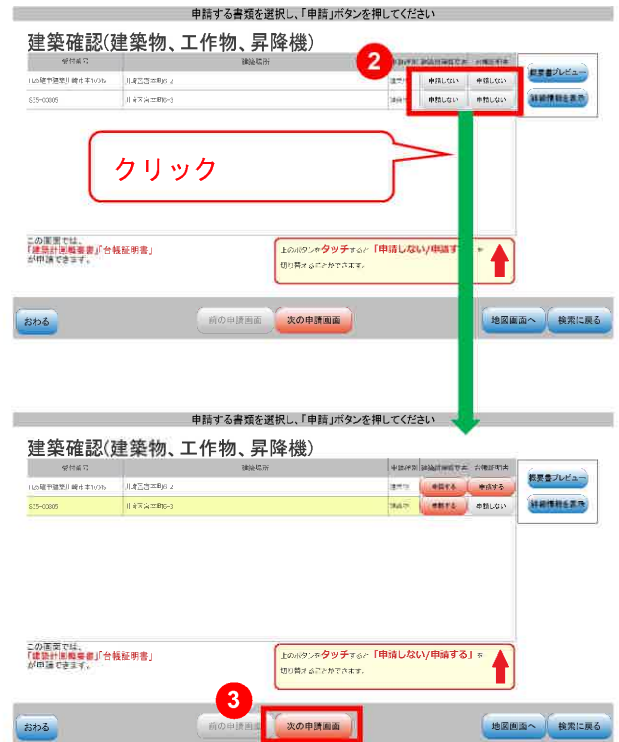


- ② 必要な書類を選択します。
- ③ 「次の申請画面へ」ボタンを押します。

※以下のように「概要書なし」「開発登録簿なし」と表示されている場合は実際に該当のファイルがない為、申請は行えません。



- ④ 申請内容を確認し、「はい」を押します。



4 書類を申請するには？

- ⑤ 「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「定期報告」「位置指定道路」それぞれで、②～④を繰り返します。

💡 対象リストに 1 件も物件が追加されていない業務(「建築確認」「開発行為」「宅地造成」「旧事業法」「定期報告」「位置指定道路」)の画面は表示されません。

- ⑥ 確認完了後、「申請」ボタンを押します。

○「開発行為」の場合

申請する書類を選択し、「申請」ボタンを押してください

開発行為

申請書類	詳細欄にはまだ申請の件が	申請状況	申請ボタン
建築確認	申請済みの件が	申請済	申請済
開発行為	申請済みの件が	申請済	申請済

この画面では、「建築確認」が申請できます。

このボタンをクリックすると「申請しない/申請する」が切り替わります。

戻る 前の申請画面 次の申請画面 申請済へ 検索に戻る

○「宅地造成」の場合

申請する書類を選択し、「申請」ボタンを押してください

宅地造成

申請書類	詳細欄にはまだ申請の件が	申請状況	申請ボタン
建築確認	申請済みの件が	申請済	申請済
宅地造成	申請済みの件が	申請済	申請済

この画面では、「建築確認」が申請できます。

このボタンをクリックすると「申請しない/申請する」が切り替わります。

戻る 前の申請画面 次の申請画面 申請済へ 検索に戻る

○「旧事業法」の場合

申請する書類を選択し、「申請」ボタンを押してください

旧事業法

申請書類	詳細欄にはまだ申請の件が	申請状況	申請ボタン
建築確認	申請済みの件が	申請済	申請済
旧事業法	申請済みの件が	申請済	申請済

この画面では、「建築確認」が申請できます。

このボタンをクリックすると「申請しない/申請する」が切り替わります。

戻る 前の申請画面 申請 申請済へ 検索に戻る

○「位置指定道路」の場合

申請する書類を選択し、「申請」ボタンを押してください

位置指定道路

申請書類	詳細欄にはまだ申請の件が	申請状況	申請ボタン
建築確認	申請済みの件が	申請済	申請済
位置指定道路	申請済みの件が	申請済	申請済

この画面では、「建築確認」と「位置指定道路」が申請できます。

このボタンをクリックすると「申請しない/申請する」が切り替わります。

戻る 前の申請画面 次の申請画面 申請済へ 検索に戻る

○「定期報告」の場合

申請する書類を選択し、「申請」ボタンを押してください

定期報告

種類	数量	金額	備考	申込状況	申請ボタン
建築計画概算書	1	300	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済
台帳証明書	1	300	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済
開発費録簿	1	470	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済
宅建証明書	1	300	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済
旧事業法証明書	1	300	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済
定期報告概算書	1	300	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済
位置指定通知図及び証明書	1	300	1階部分の図面を提出する。	申請済み	申請済

この画面では、「定期報告概算書」が申請できます。

このボタンをクリックすると「申請しない/申請する」の切り替えができます。

6

戻る 前の申請画面 申請 印刷履歴へ 検索に戻る

⑦ 最終確認を行い、「OK」ボタンを押します。

※最終確認

帳票名	単価	件数	金額
建築計画概算書	300	1	300
台帳証明書	300	1	300
開発費録簿	470	1	470
宅建証明書	300	1	300
旧事業法証明書	300	1	300
定期報告概算書	300	1	300
位置指定通知図及び証明書	300	1	300

合計:2,270円

「OK」ボタンを押すと、印刷処理に進みます。
「OK」ボタンを押した後に申請内容を変更することはできません。
よろしいでしょうか。

7

OK キャンセル

5. 申請した書類を印刷するには？

本章では、申請した書類を印刷する方法を説明します。

5.1 申請した書類を課金印刷する

- ① 最終確認を行い、「OK」ボタンを押します。

※最終確認

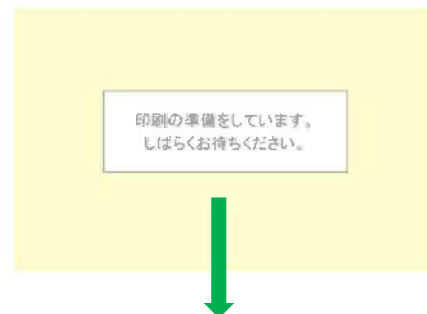
書類名	単価	件数	金額
建築計画図書	300	1	300
定期報告図書	300	1	300

合計: 600円

「OK」ボタンを押すと、印刷処理に進みます。
「OK」ボタンを押した後に申請内容を変更することはできません。
よろしいでしょうか。

1

- ② 印刷準備中のメッセージが表示されます。
- ③ 表示された課金画面の料金を確認し、課金機に料金を投入する。
- ④ 「印刷開始」ボタンを押します。



料金は600円です。
料金を投入し、「印刷開始」ボタンを押してください。
投入した料金は課金機に表示されます。
「申請取消」ボタンを押すと、すべての申請を取り消して初期画面に戻ります。

4

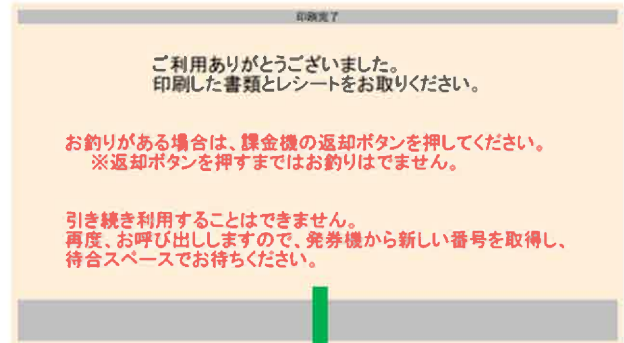
- ⑤ 印刷が完了すると、全件中何件目の印刷が完了したメッセージが表示されます。
- ⑥ 次の書類を印刷する。



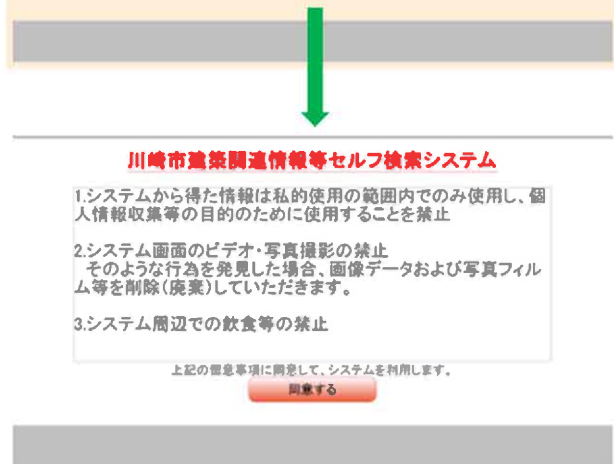
- ⑦ 申請した書類全ての印刷が完了すると、領収書(レシート)を発行する。



- ⑧ 領収書(レシート)の発行後、完了画面を表示されます。

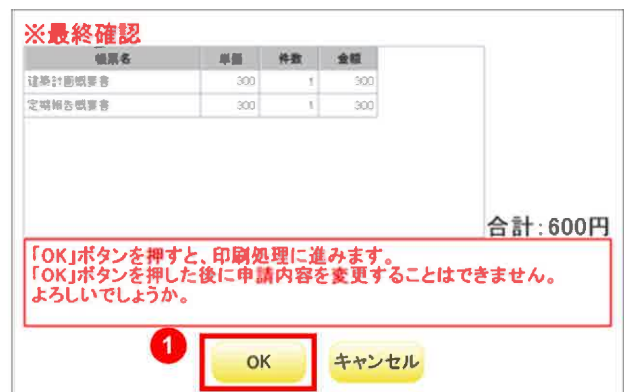


- ⑨ 数秒後、自動ログアウトし、初期画面に戻ります。



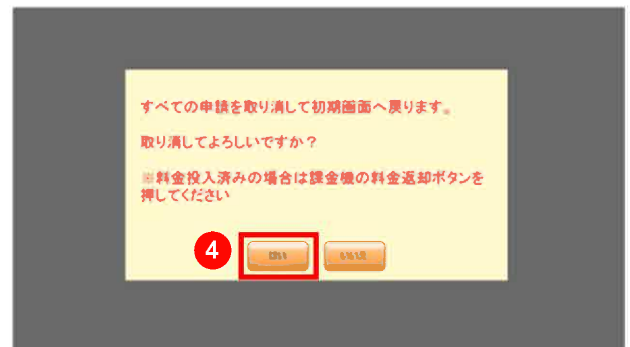
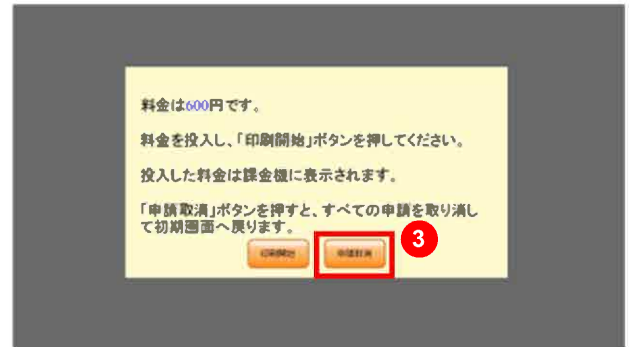
5.2 申請した書類を申請取消する

- ① 最終確認を行い、「OK」ボタンを押します。



5_申請した書類を印刷するには？

- ② 印刷準備中のメッセージが表示されます。
- ③ 表示された課金画面の「申請取消」ボタンを押します。
- ④ 「はい」ボタンを押します。



- ⑤ 申請された書類を申請取消して、初期画面に戻ります。

川崎市建築関連情報等セルフ検索システム

- 1システムから得た情報は私的使用の範囲内でのみ使用し、個人情報収集等の目的のために使用することを禁止
- 2システム画面のビデオ・写真撮影の禁止
そのような行為を発見した場合、画像データおよび写真フィルム等を削除(廃棄)していただきます。
- 3システム周辺での飲食等の禁止

上記の留意事項に同意して、システムを利用します。

同意する

6. 特記事項

利用時間制限について

タッチパネルシステムには、利用時間制限があります。設定された時間を経過すると、警告ダイアログが表示されます。

ただし、警告ダイアログ表示後もシステムの継続利用は可能です。

無操作時間経過後の自動終了について

無操作時間が続くと、自動ログアウトし、利用規約画面に戻ります。その際、入力した申請者情報・申請対象リストの内容は消去されますのでご注意ください。

※自動ログアウトまでの時間は、システムで設定されています。